

令和5年度 5月補正予算（第1号）の内容について

◆各会計の補正予算額

(単位：千円)

会 計		補 正 前	補 正 額	計
一 般 会 計		21,240,000	400,000	21,640,000
特別会計	国民健康保険	5,100,000	-	5,100,000
	介護保険	4,520,000	-	4,520,000
	後期高齢者医療	720,000	-	720,000
企業会計	都市開発事業	17,700	-	17,700
	水道事業	2,278,000	-	2,278,000
	下水道事業	3,130,000	-	3,130,000
合 計		37,005,700	400,000	37,405,700

(一般会計の補正内容)

内容	担当課	補正額	資料
おの恋らっきゃプレミアム商品券事業経費 小野市独自の商品券事業の第5弾。13,000円分（地域利用券5,000円、共通券8,000円）の商品券を10,000円で販売（プレミアム率30%）し、市民生活及び事業者支援を行う。	産業創造課	174,300	①
学校給食費負担軽減事業経費 食材費高騰の影響を受ける学校給食会計に対し、追加の補助（当初予算1,000万円＋補正額1,000万円）を行い、保護者への価格転嫁を避けるとともに、学校給食の品質・量の維持を図る。	学校給食センター	10,000	②
低所得世帯物価高騰緊急支援給付金支給経費 物価高騰への対応策として、住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり3万円を支給する。	社会福祉課	150,000	③
子育て世帯生活支援特別給付金支給経費 物価高騰への対応策として、低所得の子育て世帯に対し、子ども1人あたり5万円を支給する。	子育て支援課	65,700	④

おの恋らっきゃプレミアム商品券事業

1. 事業概要

総合的な物価高騰への緊急支援策として、令和2年度、令和4年度発行の「おの恋らっきゃらっきゃ券」、「おの恋プレミアム商品券」に続き、プレミアム率30%の「おの恋らっきゃプレミアム商品券」を販売します。

2. 対象者

令和5年6月1日時点で小野市に住民票がある全市民
※市民1人につき最大5冊まで（応募多数の場合、冊数で調整）

3. 販売内容

13,000円の商品券を10,000円で販売（プレミアム率30%）
・地域利用券（市内に本店）5,000円（1,000円×5枚）
・共通券（大型店舗等）8,000円（1,000円×8枚）
・発行部数 50,000冊

4. 申込期間

令和5年7月3日（月）～令和5年7月31日（月）

5. 申込方法

インターネット または はがき

6. 利用期間

令和5年9月～令和6年2月

7. 総事業費

1億7,430万円

〔 プレミアム分：50,000冊×3,000円＝1億5,000万円
事務費分：事務委託1,425万円、券印刷代等1,005万円 〕

【お問い合わせ先】

地域振興部産業創造課 ☎0794-70-7137(直通)

学校給食費負担軽減事業

1. 事業概要

食材費高騰の影響を受ける学校給食会計（保護者の方からの学校給食費で運営）に対して補助金を交付することにより、保護者への価格転嫁を避けるとともに、学校給食の品質・量の維持を図ります。

2. 事業内容

令和5年度（1年間）における食材費の高騰相当額について、学校給食会計に対し、補助を行います。

3. 総事業費

2,000万円

（当初予算額1,000万円、今回補正額1,000万円）



【お問い合わせ先】

教育管理部 教育総務課 学校給食センター

☎0794-63-1026(直通)

低所得世帯物価高騰緊急支援給付金

1. 事業概要

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり3万円を支給する。

2. 事業内容

【支給対象者】

- ① 世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯
※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く
- ② ①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

【給付金額】

1世帯あたり3万円

【対象世帯】

- ①約4,500世帯
- ②約100世帯

3. 事業費

1億5,000万円

4. 支給時期

令和5年6月以降（②家計急変世帯については未定）

【お問い合わせ先】

市民福祉部社会福祉課 ☎0794-63-1011（直通）

子育て世帯生活支援特別給付金

1. 事業概要

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給する。

2. 事業内容

【支給対象者】

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けているひとり親世帯の方
- ② 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給したふたり親世帯の方
- ③ 直近で収入の減少等により家計が急変した方
- ④ 公的年金等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方(所得が児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方に限る)

【給付金額】

子ども1人あたり5万円

【対象人数】

子ども約1,200人

3. 事業費

6,570万円 【国庫補助10/10の予定】

4. 支給時期

令和5年5月下旬～（予定）

【お問い合わせ先】

市民福祉部子育て支援課 ☎0794-63-1645（直通）